

日本脳腫瘍学会認定医制度規則

第1章 総則

第1条

日本脳腫瘍学会(以下「本会」という。)は、脳腫瘍診療に関する横断的かつ学際的な知識・技能・経験を有する医師を認定し、基本診療科専門医の専門性を基盤として、脳腫瘍患者に対する質の高い診療の普及と向上を図ることを目的として、日本脳腫瘍学会認定医制度(以下「認定医制度」という。)を設置する。

第2条

本制度における「基本診療科専門医」とは、日本専門医機構またはこれに準ずる制度において認定された専門医資格をいう。

認定対象となる専門領域は、脳神経外科、放射線治療科、小児科、病理、リハビリテーション科、腫瘍内科、放射線診断科等、脳腫瘍診療に関連する領域を含み、認定医制度委員会が適切と認めるものとする。

第3条

認定医制度により認定された医師を、日本脳腫瘍学会認定医(以下、「認定医」と略す)と呼称する。

第4条

「認定医」の認定及び更新を行うため、日本脳腫瘍学会認定医制度委員会(以下、「認定医制度委員会」と略す)を設置する。

- 1) 委員長は本法人の理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を得る。
- 2) 委員は委員長が本法人の理事の中から指名し、理事長が委嘱する。
- 3) 委員会は、脳神経外科、放射線治療、小児科、病理、薬物療法、リハビリテーション、放射線診断科等、脳腫瘍診療に関連する複数領域の委員により構成する。

第2章 認定医の認定

第5条

- 1) 理事長は、本会が実施する資格審査に合格し、認定医制度委員会が適格と判定した医師を認定医として認定する。
- 2) 認定料等は、別に定める。

第6条

- 1) 「認定医」資格審査は、毎年1回行う。

- 2) 申請資格の審査ならびに、認定施行に関する規定は、別に定める。
- 3) 「認定医」を申請する医師は、次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 申請前に本会会員歴5年を有し、その間会費滞納がないこと。
 - ② 日本国の医師免許、および、上記第2条に示す基本診療科の専門医資格を有すること。
 - ③ 直近5年間に於いて脳腫瘍の診療経験を有し、学術論文、学会発表、教育活動等の実績を有すること。
 - ④ 認定医制度委員会が指定する教育セミナーを受講していること。
 - ⑤ 認定医または認定医制度委員会が認める指導的立場の医師が証明したが証明した脳腫瘍診療実績を示す症例リストがあること。

第7条

- 1) 認定医の認定を申請する医師は、次に定める書類を提出する。
 - ① 申請書(様式指定)
 - ② 申請前に本会会員歴5年を有し、その間会費滞納がないこと示すもの。
 - ③ 日本国の医師免許、かつ日本専門医機構の定める基本診療科の専門医を証明するもの。
 - ④ 本会学術集会への参加を証明するもの(参加証の写し)(申請前2回以上の参加)
 - ⑤ 本学会が開催する「教育セミナー」受講証明書(写)
 - ⑥ 認定医または認定医制度委員会が認める指導的立場の医師が証明した脳腫瘍診療実績を示す症例リスト
 - ⑦ 脳腫瘍研究に関する学術論文および学会発表リスト(詳細な基準は細則に定める。)
 - ⑧ 施設長、または、所属長、または、診療科長による脳腫瘍診療実績の証明書
- 2) 資格審査料は別に定める。

第3章 認定医の資格の喪失

第8条

- 1) 認定医は、次の各号の事由により、その資格を喪失する。
 - ① 「認定医」の更新を行わなかったとき。
 - ② 「認定医」を辞退する届けを、認定医制度委員会に提出したとき。

- ③ 本会を退会したとき。
- ④ 日本専門医機構の定める基本診療科学会の会員資格を喪失したとき。
- ⑤ 医療倫理違反、研究不正、重大な法令違反その他認定医として不適切と認められる行為が認められたとき。これには医療行為のみでなく、社会的行動、あるいは認定医申請時の不正も含む。

第9条

- 1) 理事長は、認定医としてふさわしくない行為のあった医師に対して、認定医制度委員会及び理事会の議を経て、認定医の資格を期限付きで停止または取り消すことができる。
- 2) 議決の前に、その認定医に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3) 必要に応じて調査委員会を設置することができる。

第4章 認定医の認定期間・更新条件

第10条 「認定医」の更新は5年毎とし、必要な条件は以下のとおりである。

- 1) 更新まで 5 年以上本会会員歴を有し、会費滞納がない。
- 2) 過去 5 年間に認定医更新に必要な要件を満たしている。
- 3) 更新時においても、上記専門医資格の継続が確認されることを要する。該当学会での専門医資格停止・喪失時には、本認定医資格も一時停止または取消の対象となる。
- 4) 認定期間中に脳腫瘍診療に継続的に従事していること。
- 5) 更新要件の詳細は細則に定める。

第5章 認定医制度規則の変更

第11条

認定医制度規則の変更にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

第6章 細則

第12条

- 1) 認定医制度規則の実施にあたっては別途細則を作成し、それにもとづいて運営する。
- 2) 個人情報保護および申請資料管理に関する事項についても細則に定める。

附則:

- 1) 本認定医制度規則は 2026年7月1日より施行する。
- 2) 本制度施行後5年間は、認定医制度委員会が十分な診療実績および学術実績

を有すると認められた者について、申請資格の一部を緩和することができる。

日本脳腫瘍学会認定医制度施行細則

第1章 総則

第1条 この細則は、本会認定医制度規則第12条に基づき、日本脳腫瘍学会認定医制度（以下「認定医制度」と略す）の実施・運用に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 細則運営機関

第2条 日本脳腫瘍学会認定医制度委員会の事務は、一般社団法人日本脳腫瘍学会（以下「本会」という。）の事務局が担当する。

日本脳腫瘍学会認定医制度規則・細則 2026年7月1日施行

第3章 認定の対象疾患と診療内容

第3条 本制度の認定対象疾患は、以下の通りとする。

- 1) 脳腫瘍
- 2) 脊髄腫瘍
- 3) 末梢神経腫瘍
- 4) 原発性および転移性中枢神経腫瘍を含む。

第4条

本制度の認定対象となる診療内容は、以下の通りとする。

- 1) 放射線診断
- 2) 外科療法
- 3) 放射線療法
- 4) 病理診断（遺伝子診断を含む）
- 5) 薬物療法
- 6) 支持療法
- 7) リハビリテーション
- 8) 緩和医療

上記診療内容に主体的に関与した経験を対象とする。

第2章 認定医の申請と更新

第5条

認定医申請時に必要な書類・条件は以下の通りとする。

- 1) 申請書(様式指定)
- 2) 申請前に本会会員歴5年を有し、その間会費滞納がないこと示すもの。
- 3) 日本国の医師免許、かつ日本専門医機構の定める基本診療科の専門医を証明するもの。
- 4) 本会学術集会への参加を証明するもの(参加証写し)(申請前2回以上の参加)
- 5) 本学会が開催する「教育セミナー」受講証明書写し
- 6) 認定医または認定医制度委員会が認める指導的立場の医師が証明した脳腫瘍診療実績を示す症例リスト(診療への主体的関与を示す症例、合計20症例以上、10例以上の悪性脳腫瘍を含むこと)
- 7) 脳腫瘍研究に関する学術論文(学術論文5報以上、かつ悪性脳腫瘍に関わる学術論文1報以上を含むこと)
- 8) 本学会発表リスト(筆頭、または共著で、5演題以上、かつ悪性脳腫瘍に関わる発表1演題以上を含むこと)
- 9) 施設長、または、所属長、または、診療科長による脳腫瘍診療実績の証明書

第6条 認定医更新時に必要な書類・条件は以下のとおりとする。

- 1) 申請書(様式指定)
- 2) 更新前に本会会員歴5年を有し、その間会費滞納がない。
- 3) 日本国の医師免許、かつ日本専門医機構の定める基本診療科の専門医を証明するもの。
- 4) 本会学術集会への参加を証明するもの(参加証(写))(申請前5年間に2回以上の参加)
- 5) 本学会が開催する「教育セミナー」受講証明書(写)

第7条

- 1) 認定医の資格審査を受ける医師は、資格審査料として、認定医申請時に、10,000円を納付する。
- 2) 既納の審査料は返却しない。

第8条

- 1) 認定医承認通知を受けた医師は、認定料として30,000円を納付する。
- 2) 認定医承認通知を受けた医師の認定料納付を確認し、本会認定医認定証を発行する。
- 3) 認定日は、理事長承認日とする。認定期間は5年間とする。

(資格審査)

第9条

- 1) 認定医資格審査は、認定医制度委員会において行い、審査結果は、申請者に認定医承認を通知する。
- 2) 書類不備による申請の再提出は、一度に限りこれを認める。当該再提出において、再度、書類不備があった場合は、当該申請はこれを取消し、次回審査時まで申請を受理しない。以降、再申請に際しては、改めて申請料の支払いを要する。

第10条

審査結果は理事会に報告し、社員総会においても報告される。

第4章補則

第11条

本細則の改定にあたっては、認定医制度委員会で討議・提案し、理事会で審議し議決する。

第12条

本細則は2026年4月1日をもって発効する。

附則:

- (1)認定医制度委員会は、本学会が開催する「教育セミナー」受講者が、脳腫瘍診療全般において最新の標準的知識が得られるように、学術集会開催者及び本会の関連委員会と緊密に連携をとる。